

大野市環境保全型農業推進方針

1 基本的な考え方

(1) 地域農業の現状と課題

本市は、福井県の東端に位置し、北は石川県と勝山市、東と南は岐阜県、西は福井市と今立郡池田町に接しています。四方を1,000m 超級の白山連峰の支脈に囲まれ、森林面積は758.20km² と、総面積の約87%にもおよびます。これらの山々を源とし、九頭竜川、その支流の石徹白川、真名川などの清流が市内を流れ、大野盆地を形成しています。

本市の農業は稲作を中心に発展し、これまで良質米や里芋など質の高い特産品の供給を果たしており、農業生産活動が地域経済を支え、本市の基幹産業の一つとしての役割を担ってきました。

一方、昨今の米価の下落や原材料価格の高騰、後継者不足など農業を取り巻く環境は一段と厳しく、また、農山村においても人口減少や高齢化の進展などに伴う地域活動の機能低下が見られる状況にあり、農業と農山村の活性化が求められています。

こうした中で、人、歴史、文化、伝統、自然環境、食など本市が誇る魅力ある素材のすべてを越前おおのブランドとする「越前おおの総ブランド化」の展開の一つとして、「越前おおの型農業」の確立を図り、「農産物の総ブランド化」を推進していくことが重要な課題となっています。

また、本市には、持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息する生物多様性が豊かな空間が存在しています。このため、今後とも、安全で良質な食料の提供とともに、生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要があります。

(2) 今後の推進方向

本市が推進する環境調和型農業は、農地の状態に合わせた土づくりや農作物の病害虫の発生に応じた必要最小限の防除を行うことであり、自然環境にやさしく地域環境との調和を目指す栽培方法です。化学肥料や化学農薬の使用の低減を図るため、これまで本市では、市内堆肥センターや堆肥組合での堆肥購入と散布に対する助成、有機JAS認証に伴う申請経費への助成などを実施するなど、環境調和型農業を推進してきました。今後もこれらの事業を継続し、有機JAS認証農家や特別栽培農産物生産農家などの環境調和型農業に取り組む農業者の育成に努め、全農家のエコファーマー化を推進していきます。

また、持続的な環境調和型農業の推進には、生産コストの低減や販路拡大、価格

や収量向上などの課題解決により付加価値を高め、安全・安心が目で見える形での販売戦略や販路開拓が重要です。このため、奥越農林総合事務所やテラル越前農業協同組合などの関係機関や団体と連携し、これらの課題解決に積極的に取り組んでいきます。

加えて、特定の地域や農家だけでなく、市全体を対象に多くの農家が参加できる取組みを展開していくため、国の環境保全型農業支援事業などを活用し、水生昆虫や水鳥など生き物と共生する農業生産の推進を図る視点での生物多様性に効果の高い営農活動の導入が図られるよう、水稻栽培において、生き物緩衝地帯の設置や中干し延期、冬期たん水管理や有機農業の実施を推進するなど新たな取組みについても展開していきます。また、農作物への堆肥の効果や土づくりへの支援策などを農家に分かりやすく説明し、家畜排せつ物を活用した堆肥の利用促進などにより、耕畜連携した取組みについても推進していきます。

2 推進体制及び方策

(1) 推進体制

①関係機関等の協力・助言

環境保全型農業を推進するため、以下の関係機関等の協力・助言を得ていくこととする。

- ・福井県奥越農林総合事務所
- ・テラル越前農業協同組合
- ・生産者代表

②大野市環境保全型農業推進方針の周知徹底

環境保全型農業推進方針を農業者に周知徹底するため、ホームページ等を活用するとともに、必要に応じて説明会等において周知する。

(2) 推進方策

①土づくり・施肥

- ・福井県の施肥基準の見直しに合わせた新施肥基準の周知徹底
- ・土壌診断・生育診断に基づく適正な施肥管理
- ・耕種農家と畜産農家との連携による家畜ふん尿りサイクルの促進
- ・適正な代かきの指導
- ・側条施肥田植機の導入による効率的施肥技術の確立

②防除

- ・病虫害発生予察による適期防除
- ・生物農薬やフェロモン剤、マルチフィルム等の有効利用

③その他

- ・農業用使用済プラスチックの適正処理対策と排出量の削減
- ・水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業の実施

3 取組目標

- ・フェロモン剤の利用の拡大
- ・化学肥料、農薬の投入量の節減
- ・冬期湛水管理の拡大

4 作物別生産体系

(1) 水稻

- ・有機質肥料の施用
- ・地力増進作物（緑肥作物）の導入
- ・局所施肥
- ・肥効調節型肥料の施用
- ・温湯種子消毒
- ・機械を利用した除草
- ・病虫害発生予察による適期防除
- ・生物農薬の利用
- ・機械除草による除草剤使用回数の低減
- ・冬期湛水管理

(2) ソバ

- ・稲ワラ・麦稈等の鋤込み
- ・有機質肥料の施用
- ・機械を利用した除草
- ・生物農薬の利用
- ・フェロモン剤の利用

(3) 野菜

- ・有機質肥料の施用

- ・ 局所施肥
- ・ 肥効調節型肥料の施用
- ・ フェロモン剤の利用
- ・ 生物農薬・対抗植物の利用
- ・ 被覆栽培（防虫ネット等）
- ・ マルチ栽培

5 その他必要な事項

- ・ 冬期湛水管理については、排水溝や地下水からのポンプアップや沢水の利用などの積極的な取水管理と畔塗り等により湛水状態の維持に努めるものとする。

また、本方針を周知するための2の（1）の②の説明会等に、併せて冬期湛水管理を実施するにあたっての手法や本市に生息する水生昆虫や水鳥などの生きものの生息状況等について、農業者等に対して周知する。